

適正事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項に定めるスキャナ保存の実施のため、〇〇における同項の承認を受けた国税関係書類の作成又は受領からスキャナ入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要な体制を整備し、これに基づきその各事務を実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇における国税関係書類の作成又は受領からスキャナ入力までの全てに適用する。
2 この規程は、〇〇の全ての役員及び社員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

(解釈上の疑義)

第4条 この規程の解釈について疑義が生じた場合は、管理責任者は関係部署の長と協議の上、これを決定する。

(改廃)

第5条 この規程は、△△会の決議により、改廃する。

第2章 適正事務処理体制の整備

(相互けんせい)

第6条 スキャニング等に伴うミスや不正を未然に防止する観点から、特定の者に業務が集中することを回避し、〇〇における相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行うことなど明確な事務分掌の下に、相互けんせいが機能する事務処理の体制を別添の事務分掌細則により整備する。

(定期的なチェック)

第7条 各事務に係る処理の内容を確認するために、その各事務の定期的なチェックを行う体制を別添の事務分掌細則により整備する。

(再発防止)

第8条 各事務に係る処理に不備があると認められた場合に、経営者を含む幹部に不備の内容が速やかに報告されるとともに、原因究明や改善策の検討がなされ、必要に応じて手続規程等の見直しが行われる体制を別添の事務分掌細則により整備する。

附則

(施行)

第9条 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

事務分掌細則

(相互けんせい)

第1条 適正事務処理規程第6条(相互けんせい)に定める体制は次表のとおりとする。

部門名	役割名称	役職	事務分掌及びその権限
営業部	営業責任者	代表取締役	取引の承認に係る責任を持ち、取引先等の契約に係る承認の権限等を有する。
経理部	経理責任者	経理部長	取引の内容を確認し、適正な会計処理及び書類の管理を行う権限等を有する。 会計処理、書類の保存などの実務を行う。

(定期的なチェック)

第2条 適正事務処理規程第7条(定期的なチェック)に定める体制は以下のとおりとする。

- 一 経理責任者が行った経理事務について、取引内容を確認した上で、別紙1「検査報告書(経理事務用)」により、国税関係書類の受領及び支払金額が適正に処理をされているかを検査する。
 - 二 営業責任者が行った営業事務について、契約書、請求書及び納品書などを確認した上で、別紙2「検査報告書(営業事務用)」により、請求書控え、請求書及び領収書の金額が適正に処理をされているかを検査する。
- 2 第1項各号に定める「検査」は、最低、1年に1回以上、実施することとし、必要に応じ、国税関係書類をサンプルで検査することとしても差し支えない。
- 3 第1項各号に定める「検査」は、検査の対象となる経理事務及び営業事務のいずれにも従事していない者が行うこととし、税理士に委託することとする。

(再発防止)

第3条 適正事務処理規程第8条(再発防止)に定める体制は以下のとおりとする。

- 一 第1条(相互けんせい)及び第2条(定期的なチェック)により、各事務に係る処理に不備があると認められた場合、その不備を確認した者が別紙3「事務処理不備報告書」を作成し、速やかに〇〇の経営に参画する者等に報告する。
- 二 前号に定める報告を受けた者は、その不備の内容に応じ、弁護士、税理士などの専門家を〇〇に意見を求めることができ、必要に応じ、原因究明や再発防止策を検討する再発防止委員会を設置することができる。
- 三 前号に定めた再発防止策は、必ず〇〇の経営に参画する者等に報告しなければならない。
- 四 前号に定めた報告については、第1号ないし第3号までの報告書等は、不備があった国税関係帳簿書類に係る国税に関する法律の規定により保存しなければならないとされている期間まで、その不備があった国税関係帳簿書類とともに保存する。

(運用体制)

第4条 スキャナによる電子化保存規程第3条（運用体制）に定める管理責任者及び作業担当者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 代表取締役
- 二 作業担当者 経理部長

(施行)

第5条 この細則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

検査報告書(経理事務用)

平成〇年〇月〇日

殿

検査担当者 〇〇 〇〇 印

項 目	内 容	備 考
1 検査対象事務	経理事務	
2 検査実施期間	平成〇年〇月〇日～〇月〇日	
3 検査対象期間	平成〇年〇月〇日～〇月〇日	
4 検査内容	<input type="checkbox"/> 処理されるべき書類が網羅されているか <input type="checkbox"/> 適正にスキャニングされているか。 <input type="checkbox"/> 営業責任者が渡した領収書及び請求書などの書類について、改ざん等の形跡がないか <input type="checkbox"/> 入金額及び支払金額が最終的な金額と一致しているか <input type="checkbox"/> 入金額及び支払金額に漏れはないか。 <input type="checkbox"/> その他	
5 検査結果	<input type="checkbox"/> 正当 <input type="checkbox"/> 不備(事務処理不備報告書の作成)	

検査報告書(営業事務用)

平成〇年〇月〇日

殿

検査担当者 ○○ ○○ 印

項 目	内 容	備 考
1 検査対象事務	営業事務	
2 検査実施期間	平成〇年〇月〇日～〇月〇日	
3 検査対象期間	平成〇年〇月〇日～〇月〇日	
4 検査内容	<input type="checkbox"/> 回付されるべき書類が網羅されているか <input type="checkbox"/> 営業責任者から受領した請求書などの書類について、改ざん等の形跡はないか <input type="checkbox"/> 営業責任者から受領した請求書の金額について、契約書、見積書、納品書及び業務日報等を確認した結果、適正と認められるか。 <input type="checkbox"/> その他	
5 検査結果	<input type="checkbox"/> 正当 <input type="checkbox"/> 不備(事務処理不備報告書の作成)	

事務処理不備報告書

平成〇年〇月〇日

殿

報告者 〇〇 〇〇 印

項 目	内 容	備 考
1 対象事務		
2 対象書類		
3 発生日	平成〇年〇月〇日	
4 担当者名	〇〇〇〇	
5 取引年月日	平成〇年〇月〇日	
6 不備の内容		
7 原因究明		
8 改善すべき業務とその改善方法 (案)		
9 その他		

スキャナによる電子化保存規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、〇〇における紙による国税関係書類について、××社製●●システム（以下「本システム」という。）を活用して、スキャナによる電子化を安全かつ合理的に図るための事項を定め、適正に利用・保存することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子化文書 紙文書を電子化した文書をいう。
- 二 管理責任者 本システムを円滑に運用するための責任者をいう。
- 三 真実性を確保するための機能 電子化文書の故意又は過失による虚偽入力、書換え、消去及び混同を未然に防止し、かつ改ざん等の事実の有無が検証できる機能をいう。
- 四 機密性を確保するための機能 電子化文書へのアクセスを制限すること、アクセス履歴を記録すること等により、アクセスを許されない者からの電子化文書へのアクセスを防止し、電子化文書の盗難、漏えい、盗み見等を未然に防止する形態で保存・管理される機能をいう。
- 五 見読性を確保するための機能 電子化文書の内容を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて検索し、画面又は書面に直ちに出力できるよう措置される機能をいう。

(運用体制)

第3条 〇〇における本システムの運用に当たっては、管理責任者及び作業担当者を置くものとし、事務分掌細則によりこれを定める。

- 2 管理責任者は、電子化文書を作成する作業担当者を管理し、電子化文書が法令等の定めに則って効率よく作成されることに責任を持つ。
- 3 管理責任者は、電子化文書の作成を外部委託する場合、外部委託業者が電子化文書作成に必要な法令等の知識と技能を持つことを確認し、これを条件に業務を委託することができる。

(利用者の責務)

第4条 本システムの利用者は以下の責務を負う。

- 一 自身のIDやパスワードを管理し、これを他人に利用させない。
- 二 本システムの情報の参照や入力（以下「アクセス」という。）に際して、IDやパスワードによって、本システムに利用者自身を認識させる。
- 三 与えられたアクセス権限を越えた操作を行わない。
- 四 参照した情報を目的外に利用しない。
- 五 顧客及び関係者のプライバシーを侵害しない。

第2章 対象書類及び入力の時期

(対象書類)

第5条 ○○におけるスキャナにより電子化する書類は、次の各号に定めるところによる。

- 一 請求書
- 二 納品書
- 三 見積書(控)
- 四 注文書

2 前項第3号及び第4号に定める書類は、これらを併せて、以下「一般書類」という。

(入力の時期)

第6条 第5条各号に定める書類については、書類を取得後、次の時期に入力する。

- 一 請求書 速やか(1週間以内)に入力
- 二 納品書 毎月末までに受領したものを、翌月7日までに入力
- 三 見積書(控) 1月から6月までに発行したものは8月末までに、7月から12月までに発行したものは翌年2月末までに入力
- 四 注文書 1月から6月までに受領したものは8月末までに、7月から12月までに受領したものは翌年2月末までに入力

第3章 機能要件

(管理機能等)

第7条 本システムによる電子化文書の作成及び管理機能は、次に定めるところによる。

- 一 データフォーマット 電子化文書のデータフォーマットは、BMP、TIFF、PDF又はJPEGとする。
- 二 階調性の確保 画像の階調性を損なうような画像補正は行わない。
- 三 画像品質の確保 電子化文書の画像は、第10条に定めるところにより確認できること。
- 四 両面スキャン 電子化文書の作成に当たっては、原則として、両面をスキャンする。
ただし、裏面に記載のないものなどについては、この限りではない。

2 真実性を確保するための機能は、次に定めるところによる。

- 一 タイムスタンプ ●●株式会社のタイムスタンプサービスを利用し、電子化文書には第6条各号に定める時期までにタイムスタンプを付与し、当該電子化文書の作成時期の証明及び改ざん等の事実の有無を検証できるようにする。

なお、課税期間中の任意の期間を指定して当該期間内に付与したタイムスタンプについて、一括して検証できるようにする。

- 二 解像度等の情報の保存 電子化文書作成時の解像度、階調及び元の紙文書の大きさに関する情報を保存する。

ただし、一般書類については、紙文書の大きさに関する情報を保存する必要はない。

- 三 ヴァージョン管理 記録した電子化文書のヴァージョン管理を行うに当たり、当初に記録した電子化文書を第1版とし、その後に訂正・削除が行われても第1版の内容を保持する。
- 3 機密性を確保するための機能は、次に定めるところによる。
- 一 アクセス管理 情報の利用範囲、更新履歴、機密度等に応じた管理区分を設定するとともに、情報にアクセスしようとする者を識別し認証できること。
 - 二 不正アクセスの排除 不正なアクセスを排除できること。
 - 三 利用ログ管理 本システムの管理責任者は、ログの情報等を利用して不正なアクセスの防止をすることとする。
- 4 見読性を確保するための機能は、次に定めるところによる。
- 一 検索機能 記録されている電子化文書に検索のために必要な情報（検索項目）を付加し、かつ、その検索項目を活用して該当する電子化文書を抽出できること。
 - 二 検索項目設定機能 検索項目に、i) 取引日付、ii) 取引金額、iii) 取引先名称が設定でき、日付又は金額の項目は範囲指定を可能とし、任意の2項目以上の検索項目を組み合わせて検索できること。
 - 三 帳簿との関連性を確保する機能 電子化文書には、管理用通番として伝票番号を付し、帳簿に記載される内容と関連付けを行う。
 - 四 整然とした形式で速やかに紙出力する機能 記録されている電子化文書及びログ等の管理情報をデータフォーマットの種類にかかわらずディスプレイやプリンタに整然とした形式で国税関係書類と同程度の明瞭さを確保しつつ速やかに出力することができること。
 - 五 4ポイント文字が認識できる機能 本システムは JIS X 6933 又は ISO12653-3 テストチャートの4ポイント文字が認識でき、電子化文書を拡大縮小表示できること。

第4章 機器の管理と運用

(機器の管理)

第8条 本システムの機器の管理及び運用に関する基準を遵守する。

- 2 電子化文書の情報が十分に保護されるように記録媒体の二重化、バックアップの採取等を行う。また、品質劣化が予想される記録媒体については定期的に記録媒体の移し替え等を行う。
- 3 外部ネットワーク接続により、不正アクセスによる被害やウイルスによる被害が発生しないよう対策を施す。

(入力装置の設定)

第9条 入力装置の設定は、次に定めるところによる。

ただし、一般書類に係る階調はグレースケールとしてもこれを認める。

- 一 解像度 200dpi以上とする。
- 二 階調 電子化文書は赤、緑、青の各色256階調（24ビット/ピクセル）とする。

(出力装置の設定)

第10条 出力装置の設定は、次の各号に定めるところによる。

ただし、一般書類については、第2号及び第3号の階調及び印刷装置をグレースケール以上の能力を

持つ表示装置及びプリントできる印刷装置としてもこれを認める。

- 一 表示装置のサイズ 14 インチ以上の表示装置とする。
- 二 表示装置の階調 赤、緑、青の各色 256 階調 (24 ビット/ピクセル) 以上の能力を持つ表示装置とする。
- 三 印刷装置の解像度及び階調 印刷装置はカラープリントできるものとする。

第5章 スキャニングの手順等

(書類の受領)

- 第 11 条 取引先から請求書を受領した営業責任者は、納品書及び検収報告書との照合を行い内容に誤りがないことを確認した後に、請求書を経理責任者に引き継ぐ。
- 2 取引先から納品書を受領した営業責任者は、注文書(控)及び納品された現物を確認した後に、納品書を経理責任者に引き継ぐ。
 - 3 見積書を作成した営業責任者は、その控えを経理責任者に引き継ぐ。
 - 4 取引先から注文書を受領した営業責任者は、出荷指示書を作成し、商品を出荷した後に、注文書及び出荷指示書を経理責任者へ引き継ぐ。

(仕訳伝票等の整理)

- 第 12 条 経理責任者は、回付された請求書に基づき決済手続、仕訳伝票の整理、買掛帳の整理等を行った後に、作業担当者が請求書をスキャナ用ボックスに保管する。
- 2 作業担当者は、回付された納品書、見積書、注文書及び出荷指示書をそれぞれごとに分類し、スキャナ用ボックスに保管する。

(スキャニングの準備)

- 第 13 条 作業担当者は、次の期日までにホチキス留めをはずし、折りたたみをひろげスキャニングの準備を行う。
- 一 請求書 請求書受領後、5日以内
 - 二 納品書 毎月末
 - 三 見積書(控え) 1月から6月までに発行したものは7月末、7月から12月までに発行したものは翌年1月末
 - 四 注文書 1月から6月までに受領したものは7月末、7月から12月までに受領したものは翌年1月末
- 2 作業担当者は、スキャニングする書類について、前項各号ごとに枚数及び対象年月を確認し、これを入力区分票に記載する。

(スキャニング処理)

- 第 14 条 作業担当者は、本システムを活用し、スキャニング処理を実施する。
- なお、帳票ごとに1ファイルにするとともに、裏面のスキャナ漏れがないよう留意する。
- 2 作業担当者は、スキャン枚数及びスキャン画像を目視にて確認する。
 - 3 作業担当者は、正確にスキャニングされていることを確認した後に、画像(電子化文書)及びCSV

(検索項目)をサーバに転送し、管理責任者にこれを引き継ぐ。

- 4 管理責任者は電子化文書と原本の確認を速やかに行う。
- 5 管理責任者は、第7条第2項第1号に定めるタイムスタンプを付与し、本システムに登録する。
- 6 管理責任者は電子化文書の原本を作業担当者に返却する。

(電子化文書の保存)

第15条 本システムにより電子化されたデータは、国税に関する法律の規定により保存しなければならないとされている期間まで保存する。

第6章 原本の廃棄等

(原本の廃棄)

第16条 作業担当者は、スキャニング処理を了した原本について、別に定める事務分掌細則第2条(定期的なチェック)に定める定期的なチェックが完了するまでの間、一時保管する。

- 2 この定期的なチェックが完了した原本については、作業担当者が文書管理規程に基づき、これを廃棄し、その旨を管理責任者に連絡する。
- 3 管理責任者は、廃棄結果を記録する。

(電子化文書の消去)

第17条 作業担当者は、保存期間が満了した電子化文書の一覧を作成し、管理責任者に連絡する。

- 2 管理責任者は、保存期間が満了した電子化文書の一覧を基に、該当するデータの消去を行い、消去結果を記録する。

附則

(施行)

第18条 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。